

愛西市特定建設工事共同企業体取扱要領

平成21年8月31日

告示第87号

改正 平成24年5月2日告示第108号

平成30年4月2日告示第68号

愛西市特定建設工事共同企業体取扱要領（平成19年愛西市告示第170号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、愛西市（以下「市」という。）が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において「共同企業体」とは、市が発注する特定の建設工事の施工を目的として工事ごとに結成される共同企業体をいう。

（対象工事）

第3条 共同企業体による対象工事は、次の表に掲げるものとする。ただし、表に記載の金額以下の場合でも、入札業者指名審査委員会が選定し、市長が特に必要と認めた場合には、共同企業体による対象工事とすることができるものとする。

工事種別	設計金額
土木・下水道建設工事	2億円以上
建築工事	5億円以上

2 前項に規定する工事が次の各号のいずれかに該当する場合は、この告示は適用しないものとする。

- （1） 緊急に工事を行う必要があるとき。
- （2） 特殊な技術、機械等を必要とする工事のとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、特にこの告示を適用することが適当でないと認められるとき。

(構成員の資格)

第4条 構成員は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

(1) 市における入札参加資格を有し、かつ、現に愛西市発注業務指名停止等取扱要領（平成25年愛西市訓令第21号）に基づき、指名を停止されていないこと。

(2) 発注する工事（以下この条において「当該工事」という。）に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上あること。

(3) 全ての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

(4) 当該工事に対応する要件を別途定める場合には、当該要件を満たすこと。

(構成)

第5条 構成員の数は、3者以内とする。

2 構成員は、一の発注する工事につき、2以上の共同企業体の構成員となることができない。

(構成の方法)

第6条 共同企業体の構成の方法は、対象工事及び入札参加資格等を公告等して、競争入札に参加を希望する共同企業体を募るものとする。

2 共同企業体の結成は、愛西市公共工事請負業者格付要領（平成17年愛西市告示第22号。以下「要領」という。）に基づき作成された格付名簿による等級において、代表者はA等級とし、構成員はA等級又はB等級の任意結成とする。ただし、構成員を3者とする場合は、代表者はA等級とし、構成員はA等級及びB等級の者の中から2者とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、第3条第1項ただし書に基づく共同企業体の

結成は、要領に基づき作成された格付名簿による等級において、代表者及び構成員は、A等級又はB等級での任意結成とする。

4 前2項の結成については、入札業者指名審査委員会において決定した場合には、地域を限定するとともに経営事項審査結果の総合評定値による制限を加えることができる。

(公告等)

第7条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、次に掲げる事項を愛西市ホームページに掲載し、財政課及び事業担当課において掲示により公告する。

- (1) 共同企業体の結成に関する事項
- (2) 第4条に掲げる事項
- (3) 入札参加資格審査申請の方法等

(入札参加資格審査申請)

第8条 この告示により結成された共同企業体が、入札参加希望するときは、特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）に、特定建設工事共同企業体協定書（様式第2号）写し、委任状（様式第3号）及び対象工事の公告において明示する関係書類を添付して、指定する日時までに市長に提出するものとする。

(出資比率)

第9条 構成員の出資比率は、均等割の10分の6を下回らない範囲で構成員において自主的に定めるものとする。

2 代表者の出資比率は、構成員中最大としなければならない。

(資格の決定)

第10条 第8条に規定する申請書が提出されたときは、当該共同企業体の資格を愛西市入札指名業者審査委員会に諮り、審査の上入札参加資格者に決定するものとする。

(有効期間)

第11条 一の共同企業体が、入札の結果落札し、契約を締結したときは、他の共同企業体は解散するものとする。

2 市が契約を締結した共同企業体は、当該工事（当該工事内容の変更に伴う工事及び関連工事を含む。以下同じ）の完成後残務整理等に必要な期間として3箇月以上を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後であっても、当該工事につき担保責任がある場合には、各構成員は、連帯してその責を負うものとする。

(調査)

第12条 市長は、共同企業体の適正な運営を確保するため、必要に応じて工事の施工体制及び運営状況について、調査することができる。

附 則

この告示は、平成21年9月1日から施行する。

附 則（平成24年5月2日告示第108号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成30年4月2日告示第68号）

この告示は、平成30年4月2日から施行する。